第明治三十五種郵便物認可

平成２４年（フ）第１１１９号
東京都調布市小島町２丁目52番地１調布住宅903号
債務者　家股裕美子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１９５号
東京都青梅市河辺町５丁目２番地の５アルカディア河辺207
債務者　須崎　富夫
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４２号
愛知県豊橋市明海町２番地39
債務者　佐々木良次
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３４号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林590番地６インフィニートＡ102
債務者　金子きみ子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４９２号
岡山市南区新保963番地６
債務者　西　　光子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９３号
岡山市中区福21番地１　サンハイツ104、旧住所岡山市南区新保963番地６
債務者　西　奈津美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９４号
岡山市南区新保963番地６
債務者　西　　舜介
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２０９号
東京都武蔵村山市伊奈平３丁目40番地の１信栄マンション201
債務者　附田とも子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
栃木県小山市暁３丁目５番22号　ガーデンコート・ジャスミンＣ棟102号
債務者　鈴木　孝行（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３０号
栃木県小山市暁３丁目５番22号　ガーデンコート・ジャスミンＣ棟102号
債務者　鈴木　晴美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３９号
栃木県小山市駅南町３丁目４番４号駅南ハイツ101、従前の住所栃木県小山市中央町２丁目11番13号
債務者　川面　一彦
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２４５号
愛知県豊橋市石巻町字野田６番地８　１―204
債務者　猿渡健二こと　サルワタル　ジャイメケンジ
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２６４号
愛知県豊橋市大崎町字平地36番地
債務者　河合　照子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６２２号
静岡市清水区袖師町51番地　矢入借家Ａ号室、旧住所静岡市清水区山切23番地の20
債務者　遊佐　哲士
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１６号
東京都国立市富士見台１丁目23番地の10オーク国立205
債務者　大竹　壽美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部